

高島市農業委員会が発足。

会長に橋本伊佐武さん(今津) 会長職務代理者に、萬木崑吉さん(安曇川)が選任されました。

1月6日、高島市として初めての農業委員会総会が開催され、県下一面積が広い高島市の実情を考慮し、今後の農業振興や農業施策等を討議する「農政部会」と、農地法等に基づく許認可を審議する「マキノ」、「今津」、「安曇川」、「高島」、「新旭」の5つの農地部会が設置されました。

今回の農業委員会の合併では、農業委員会の空白期間を生じさせないよう「合併特例法」を適用し、選挙による委員が80名と農業団体や土地改良団体からの推薦による委員が6名の合計86名で発足し、今後、議会からの推薦による委員が4名以内の範囲で選任され、合計90名以内で活動を行い、7月19日までが任期となります。

農業委員会の仕事は、前述の「農政部会」や「農地部会」の仕事のほかにも、農地に関する全般的な相談も行ってまいりますので、お気軽に地元農業委員や農業委員会にお問い合わせください。

問い合わせ先

農業委員会事務局

☎(25)9037

高島市農業委員会委員名簿

Table with columns: 職, 氏名, 備考. 今津農地部会 (14人) members listed.

Table with columns: 職, 氏名, 備考. 高島農地部会 (14人) members listed.

Table with columns: 職, 氏名, 備考. 安曇川朽木農地部会 (16人) members listed.

Table with columns: 職, 氏名, 備考. 農政部会 (15人) members listed.

Table with columns: 職, 氏名, 備考. 新旭農地部会 (13人) members listed.

平成16年分 税の申告が始まります！

2月16日(水)〜3月15日(火)(土曜・日曜日は除く)

●税の申告は、自分で書いてお早めに

平成16年分の市県民税の申告と所得税の確定申告は、じまります。

期間中、市役所及び各支所(旧町村役場)で申告相談・受付をします。

なお、安曇川町と高島町で実施していた地区巡回相談は行いませんので、各支所へお願いします。

今年から市県民税の申告用紙は郵送します。また、受付体制の変更により、期間中は大変混雑が予想されますので、申告書はできる限り記入しておいてください。

●申告が必要な方

【所得税】

◆事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方など、平成16年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方。

◆給与所得者で、次の①〜③に当てはまる方

- ①給与収入額が20万円を超える方
②給与と所得を受けている方で、給与所得

得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
③2ヶ所以上から給与を受けている方

【市県民税】

◆平成17年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。

- ①所得税の確定申告書を提出した方(勤務先から給与支払い報告書の提出があった方に限ります。)
★所得が全くない方でも、国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除、児童手当の支給などを受けられる方は申告が必要です。

●必要なもの

- ・申告書用紙(送付のあった方)
・印鑑
・預金通帳口座番号(申告者名義のもの)
・給与所得の源泉徴収票
・公的年金を受けている方は公的年金の源泉徴収票
・生命保険料や損害保険料などの支払い証明書

●確定申告の地区相談

今年も「地区相談会場」が開設されます。

この相談会場では、特に小規模事業者のために税理士会今津支部から派遣された税理士が、無料で相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。

相談時間 午前9時30分〜12時
午後1時〜3時30分

Table with columns: 地区, 会場, 日程. Lists consultation venues for Makino, Imajima, and Aritama.

●お問い合わせ

- ・市役所税務課 ☎(25)8116
・今津税務署 ☎(22)25661 (税務課)